

郡山市景観づくり推進員の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市景観づくり条例（平成16年郡山市条例第15号。以下「条例」という。）第36条に規定する景観づくり推進員の登録等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(登録)

第3条 市長は、次に該当する者を景観づくり推進員として登録するものとする。

- (1) 景観づくり推進員として登録することを希望する者
- (2) 自らが景観づくりの主体であることを認識し、積極的に地域の景観づくりに努める者
- (3) 市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努める者

2 市長は、前項の規定により登録した者に、景観づくり推進員登録証を交付する。

3 景観づくり推進員の登録期間は、2年以内とする。ただし、再登録を妨げない。

(登録の抹消)

第4条 市長は、景観づくり推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 心身の障害により職務に耐えられない場合
- (2) 景観づくり推進員としての能力及び適正を欠く場合

(活動内容)

第5条 景観づくり推進員は、条例第36条第2項に掲げる活動のほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市が開催する研修会等に参加し、景観づくりに関する基礎的な知識の習得に努めること。
- (2) 地域における景観の現状を把握し、景観づくりに関する提言を行うこと。
- (3) 地域における景観づくりの活動等に参加し、地域の景観づくりの向上に寄与すること。

(守秘義務)

第6条 景観づくり推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。